

# 2019 年度 社会福祉士・精神保健福祉士 実習演習担当教員講習会 【開催要項】

## ＜ご注意ください＞

申込は、【web フォームを活用したインターネット申込】のみとなりますので、本要項と詳細ウェブサイトをよくご確認ください。

本講習会の受講対象者は、原則として社会福祉士国家資格または精神保健福祉士国家資格を有している者とし（詳細は、開催要項 p.2 をご確認ください）。

「社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」は、厚生労働省令に定められた社会福祉士ならびに精神保健福祉士の養成課程における実習・演習科目担当教員の要件を満たすための認定講習会として、社会福祉士、精神保健福祉士の実習演習科目担当教員の資質向上を目的に開催しています。

本連盟では、「ソーシャルワーク専門職の資格を有する者がソーシャルワーク専門職を育てる」ことを基本とすべきであるとしています。社会福祉士ならびに精神保健福祉士の実習指導者については、「資格取得後、相談援助業務に3年以上従事し、講習会を修了した者」という要件が定められていますが、社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員には社会福祉士・精神保健福祉士資格の有無は問われていないのが現状です。

より一層、社会の期待に応えられる社会福祉士ならびに精神保健福祉士を養成するためには、両資格養成校の教員の資質及び教育の質の向上が必須であることから、養成現場においても、本講習会において、受講要件を明確にすることで、「ソーシャルワーク専門職の資格を有する者がソーシャルワーク専門職を育てる」ことが基本となるように進めて参ります。

皆様におかれましては、趣旨をご理解の上、お申し込み・受講のほど、よろしくお願い申し上げます。

主 催



日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

後 援 (予定)

日本ソーシャルワーカー連盟

(日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会)

## ◆本講習会の概要

「社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」は、厚生労働省令に定められた社会福祉士ならびに精神保健福祉士の養成課程における実習演習科目担当教員の要件を満たすための認定講習会として、社会福祉士・精神保健福祉士の実習演習科目担当教員の資質向上を目的に開催します。

受講が必要な分野は、社会福祉士の講習会、精神保健福祉士の講習会ごとに、以下の通りとなります。

		社会福祉士資格あり	社会福祉士資格なし
社会福祉士	実習科目のみ担当	実習	基礎＋実習
	演習科目のみ担当	演習	基礎＋演習
	実習・演習科目を担当	実習＋演習	基礎＋実習＋演習

		精神保健福祉士資格あり	精神保健福祉士資格なし
精神保健福祉士	実習科目のみ担当	実習	基礎＋実習
	演習科目のみ担当	演習	基礎＋演習
	実習・演習科目を担当	実習＋演習	基礎＋実習＋演習

※社会福祉士有資格者は「社会福祉士基礎分野講習」が、精神保健福祉士有資格者は「精神保健福祉士基礎分野講習」が免除されます。

●「基礎分野講習」は1日、「実習分野講習」と「演習分野講習」はそれぞれ4日間の日程で開催します。

## ◆受講対象

- 各分野の受講者は、原則として**社会福祉士国家資格または精神保健福祉士国家資格を有している者**とします。
- **ただし、学生の不利益にならぬよう、社会福祉士養成校または精神保健福祉士養成校において実習演習科目を担当する予定があり、着任予定の当該養成校からの証明がある者については、受け入れる場合があります。**
- 申込時点で各養成校において実習演習科目を担当することが決定している方は、申込フォーム該当項目に担当予定と、その予定を証明する者について入力をしてください。受講決定後、予定を証明する者として入力した方のサインと押印を提出していただきます。

※有資格者については、受講決定後登録書の写しを提出していただきます。

## ◆受講優先順位

- 応募多数の場合は、上記受講対象のうち担当予定年度が早い方を優先します。
- なお、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程においてスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群を担当する予定があり、今年度のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会申込者については、受講が優先されることがあります（p.6参照）。

## 講習会の日程

	分野	開催日時
社会福祉士 講習会	基礎	2019年7月24日(水) 9:30~17:10
	実習	2019年8月26日(月)~8月29日(木) 初日開始 10:10~最終日終了 16:55
	演習	2019年8月6日(火)~8月9日(金) 初日開始 10:10~最終日終了 16:55
精神保健 福祉士 講習会	基礎	2019年7月25日(木) 9:30~17:10
	実習	2019年9月2日(月)~9月5日(木) 初日開始 9:45~最終日終了 15:40
	演習	2019年8月20日(火)~8月23日(金) 初日開始 9:45~最終日終了 16:40

## 定員

各 80 名

## 会場

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 6 階  
 (JR「品川駅」より徒歩 20 分、東京モノレール・東京臨海高速鉄道りんかい線「天王洲アイル駅」より徒歩 15 分、  
 品川駅港南口「都バス 8 番のりば」から品 99 番系統乗車約 10 分「港南四丁目」下車徒歩 1 分)

## 受講費

社会福祉士・精神保健福祉士基礎分野講習会 各 10,000 円  
 社会福祉士・精神保健福祉士実習分野講習会 各 40,000 円  
 社会福祉士・精神保健福祉士演習分野講習会 各 40,000 円

詳しいプログラムは、HP (<http://jaswe.jp/kyoinkoshu>) に掲載しています。各自ご確認ください。

◆講習会テキスト:各自購入・通読の上、講習会当日に必ず持参してください。

### 【基礎分野講習(社会福祉士・精神保健福祉士)】

- 各基礎分野講習では、原則としてテキストは指定しませんが、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験科目の内容を修得していることを前提として進行します。事前学習の上、受講してください。
- 担当講師より指定・推薦図書のご案内がある場合は、「受講可否決定通知書」に同封しますので、各自ご確認ください。

### 【実習及び演習分野講習】

- 社会福祉士実習分野講習は、『相談援助実習指導・現場実習 教員テキスト（第2版）』（社養協編：中央法規出版/2015年8月/税込3,672円）をテキストとして使用します。
- 社会福祉士演習分野講習は、『相談援助演習 教員テキスト（第2版）』（社養協編：中央法規出版/2015年8月/税込3,672円）をテキストとして使用します。
- 精神保健福祉士実習・演習各分野講習は『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』（中央法規出版/2013年2月/税込3,240円）をテキストとして使用します。

※「受講可否決定通知書」をお送りする際に、テキストの購入申込書を同封します。

※本講習会は社会福祉士、精神保健福祉士として必要な知識・技術等について熟知した上での受講が前提です。

### ◆申込期限

**2019年6月10日（月）午前10時00分迄（厳守）**

### ◆申込方法

- 「2019年度社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会 申込専用 web フォーム」よりお申込みください。
- 入力事項に間違いや記入漏れがないことを確認してください。記入間違いや記入漏れがある場合は、受講できないことがあります。

web フォームの QR コード

申込 web フォーム <http://ur0.biz/s6vk>

詳細ウェブサイト <http://jaswe.jp/kyoinkoshu>



【web フォームの入力注意事項：フォーム入力時にあわせてご確認ください】

- ・社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する場合は、受講決定後、登録書の写しの提出を求めます。
- ・社会福祉士、精神保健福祉士の実務経験は資格取得後（登録後）の「実務経験の対象」となる業務を記載してください。「実務経験の対象」外の業務は記載しないでください。
- ・実習演習科目の教授歴は、満5年以上の経験がある場合のみ、入力してください。
- ・本講習会の受講歴がある場合は、受講決定後修了証の写しの提出を求めます。
- ・実習演習科目を担当する予定があり、予定証明者がいる場合は、受講決定後その予定を証明する方のサインと押印を求めます。
- ・受講が決定した場合に提出を求める書類やサイン等の詳細については、本連盟から通知する「受講決定通知書」と「実習演習担当教員講習会受講確認書」にて案内します。

### ◆受講者の決定

- お申し込みいただいた内容を基に受講の可否を決定します。
- 応募多数の場合は、受講優先順位に基づき受講者を決定するため、受講いただけないことがあります（p2参照）。あらかじめご了承ください。

### ◆「受講決定通知書」と「実習演習担当教員講習会受講確認書」

- お申し込みいただいた全ての方に「受講可否決定通知書」を送付（6月14日より順次発送予定）します。
- 受講が許可された方には、併せて「実習演習担当教員講習会受講確認書」及び受講料振込の方法をご案内します。

- 受講料収納と「実習演習担当教員講習会受講確認書」及び資格等証明書類の返送・事務局での受領をもって正式な受講を決定し、受講票を送付します。
- 「実習演習担当教員講習会受講確認書」の返送には以下の全てが必要となります。
  - ・ 受講料振込日の記入      ・ 受講料振込名の記入      ・ 本人証明写真の添付（本人確認のため）
  - ・ 実習演習科目を担当する予定を証明する者のサインと押印
- 「実習演習担当教員講習会受講確認書」の返送に係る費用は各自負担してください。送付記録が残る方法（簡易書留やレターパック等）での返送を推奨します。

### ◆キャンセル等

- 受講票送付後のキャンセルはお受け致しかねます。
- 収納した受講料の返金は致しかねます。

### ◆修了の条件

- 本講習会は厚生労働省令に定められた社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程の実習演習担当教員となるための認定講習会です。各講習会の全科目・全日程の受講が修了認定の要件となります。
- 遅刻・途中退席・早退等がある場合は修了証を発行しません。

### ◆実習・演習担当教員の要件について

#### 【 社会福祉士 】

文部科学省・厚生労働省令第2号及び第3号（平成20年3月24日）並びに厚生省令第50号（昭和62年12月15日）により、以下のとおり定められています。

- ① 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ② 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ③ 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- ④ 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を習得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届けられたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

#### 【 精神保健福祉士 】

精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号から第四号まで及び第二十七条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令により、以下のとおり定められています。

- ① 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者
- ② 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- ④ 精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

### 教員要件に関するご注意

※社会福祉士各分野講習会の修了をもって、精神保健福祉士各分野の講習会を修了したことにはなりません。また、精神保健福祉士各分野の講習会の修了をもって、社会福祉士各分野の講習会を修了したことにはなりません。教員要件を満たすためには、担当する分野科目毎に講習会を受講する必要があります。

## 【申込から受講票送付までの流れ】

受講申込を web フォームで行う  
(6月10日(月)・午前10時00分まで厳守)

申込送信後の返信メールにて申込内容を今一度確認  
修正がある場合は早急に事務局 (kenshu@jaswe.jp) まで



受講可否  
決定!

本連盟より「受講可否決定通知書」を郵送  
(6月14日(金)より順次発送予定)

受講可となった方には「実習演習担当教員講習会受講確認書」・提出書類・振込先等を同封



以下は受講可となった方のみ

- ① 受講費を指定口座に振込
- ② 記入済み「実習演習担当教員講習会受講確認書」と必要書類をあわせて本連盟宛に送付  
(6月28日(金)迄：消印有効)

受講費収納・「実習演習担当教員講習会受講確認書」及び必要書類の受領により正式に受講が決定  
不備がある場合は受講できないことがあります



本連盟より「受講票」を送付  
(7月5日(金)より順次発送予定)

### <その他のご連絡>

「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」における教員要件に係る講習会

今年度のスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会を申し込む方は、本講習会の受講について優先的に決定される場合があります。

【スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会】※申込は6月以降を予定

日程：2019年11月1日(金)～11月4日(月・祝)全4日間 会場：日本ソーシャルワーク教育学校連盟研修室(東京都港区港南)

スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程での教員要件等についての詳細情報は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟のSSWウェブサイト(<http://www.jaswe.jp/ssw.html>)でご確認ください。



一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 講習会担当

〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5階

TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219

E-mail : kenshu@jaswe.jp URL : www.jaswe.jp